

令和7年度 Startup の聖地 SAGA 推進事業
「Startup Ecosystem SAGA」業務委託仕様書

第1 目的

県内経済の持続的な成長と発展には、市場環境の変化に応じた製品やサービスの創出に積極的に挑戦することが不可欠であるものの、人口や経済規模といった母数の小ささ故に、起業や創業を志す方々も、それらを支援する方々も、都市部と比べて数が限られているのが現状である。

このため、県内で何か新しいことにチャレンジしたい起業家や起業志望者を積極的に掘り起こし、これらのシードに対して、ビジネスプランのブラッシュアップや資金調達の支援及びオープンイノベーションの推進、さらにはアワード受賞等によるプレゼンスの確立や、IPO 及び M&A による出口戦略に至るまでを重点的に支援する Startup の聖地 SAGA 推進事業「Startup Ecosystem SAGA」を実施する。

なお、県内の起業家と地場企業が協力しながら、切磋琢磨していくようなコミュニティ形成に重きを置き、資金調達、連携拡大、情報発信、チーム形成等の伴走支援を受けられる環境構築を目標とする。

このことを通じて、「佐賀は先進的かつ創造的であり、世界を目指せる起業環境がある」と、県内・外の起業家人材から起業の場として選択される「Startup の聖地」を目指す。

第2 業務内容

次の1～7に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。なお、業務効率化の観点から、WEB 会議ツール等の活用も検討し、以下の項目に留意して業務を進めること。

- ・ 県内の商工団体や金融機関、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県スマート化センター、佐賀大学、さが HR ラボ、佐賀県よろず支援拠点、佐賀市産業支援室、鳥栖市産業相談支援室などの支援機関と相互に協力して運営する体制を構築すること。
- ・ 別途、さが産業ミライ創造ベース（以下、RYO-FU BASE）に配置するスタートアップコンシェルジュについても、県内シードの発掘、育成を担うこととしており、相互に連携・協力のうえ、取り組むこと。
- ・ イベント等を行う場合は、その講師の選定について地域人材の活用も検討すること。また、講師や参加者同士が円滑なコミュニケーションを図れるよう、デジタルツール等の活用も検討すること。
- ・ 取組については受託者の知見やリソース、チャンネルを活用し、実効性のあるものを実施すること。

各項のイベントの回数や目標を整理した図は以下の通り。

項目	目標など	イベント開催回数
①起業家及び起業志望者の掘り起こし	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー・ワークショップ等の開催 ・参加者目標：各セミナーで20名以上 ・開催場所：県内5市町村以上 ・支援団体との連携：県内5団体以上 	16回以上
②伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスコンテストで5社以上の受賞目標 ・伴走実績を管理し、適宜RFBと共有 	—
③コミュニティ形成	<ul style="list-style-type: none"> ・交流イベントの開催 ・コミュニティマネージャーの設置 	2回以上
④関係イベントの情報集約	—	—
⑤ビジネスコンテスト	<ul style="list-style-type: none"> ・通年開催 	4回以上
⑥SAGA INNOVATORS TALK LIVEに向けたイベント実施・イベント協力	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年3月開催予定 ・支援起業家から5社程度の成果発表 	—
⑦アワード・IPO・M&A支援	—	—

1 起業家及び起業志望者の掘り起こし

県内各地の起業家及び起業志望者、地場企業等を支援する商工関係団体やコワーキングスペース等の関連団体との連携を強化し、県内で活動する起業家及び起業志望者の掘り起こしを行う。これにより、県内全域での起業・新規事業創発が促進される土壌を整えることを目指す。特に、潜在的な起業志望者や新たな挑戦を考えている層を積極的に発掘し、コミュニティ形成をサポートすることに重点を置く。その上で、以下に掲げる「2 伴走支援」、「3 起業家の対外交流・コミュニティ形成」、「5 ビジネスコンテスト」への参加を促すこと。

なお、具体的な業務内容としては以下のとおりとし、詳細は RYO-FU BASE と協議すること。

(1) 起業・新規事業創発を促すイベントの開催

起業や新規事業創発のきっかけをつくり、起業家・起業志望者と地場企業のコミュニティ活性化を図るため、起業に関心のある個人、地場企業、既存のコミュニティを対象としたセミナーやイベントを以下に留意して県内5市町村以上で開催（ワークショップ、ハンズオン形式の講座、起業・新規事業創発セミナー等）すること。

- ・商工団体やコワーキングスペース等の支援団体（以下「支援団体」とする）との連携・協力
- ・セミナーの講師候補者等や関係企業・団体等への協力依頼・要請
- ・他地域で開催されるイベント等の共催・参画
- ・出展受託者の知見やリソース、チャネルを活用した実効性のある事業運営

(2) 参加者確保と会場運営

各セミナー、イベント等では20名程度の参加者確保を目標とし、受託者が主催する場合には会場の選定と確保について責任を持って実施すること。

(3) コミュニティ活動のサポート

開催されるイベント等を共催・参画する場合は、関係機関や講師・ゲストとなりえる人材、開催可能な場所などの情報提供について、可能な範囲でサポートを行うこ

と。

(4) 事業の効果的な周知

当事業が広く認知されるよう、効果的な周知（事業名等も含む）を行うこと。周知方法については具体的な内容を提案書に記載すること。

(5) 支援団体との連携強化と費用負担

支援団体との連携・協力は県内全体で5支援団体以上とすることとし、イベント等の必要経費の一部（講師やゲスト等の謝礼及び旅費、イベントPRのための新聞広告費や、開催にあたっての会場や機材などの借上料等）を負担し支援先の自発的な開催を後押しすること。

(6) イベント時の発信とレポート

イベント等の開催に当たっては「協力 RYO-FU BASE」等と明記し、RYO-FU BASEのロゴを使用すること。また、適正に活動が行われたのかを確認するために、イベント等の実施レポートなどの提出を支援団体に求めること。

2 伴走支援

1、3、5等で掘り起こす起業家（以下、掘り起こし起業家）及び起業志望者等を主な対象とし、これらに県内で意欲的な事業活動に取り組んでいる企業関係者等も交えながら、以下の取り組み等を通じて起業家等の育成を行い、実現可能性の高い事業計画の立案・策定を支援する。

- ・ビジネスプランのブラッシュアップ
- ・事業活動等に必要様々な知識・スキルの提供
- ・外部メンター等による個別指導
- ・ビジネスパートナーとの接点構築

なお、具体的な業務内容としては以下のとおりとし、詳細はRYO-FU BASEと協議すること。

(1) 実施内容

セミナーやイベント等の開催に加え、以下の方法を取り入れながら実効性を高めること。

- ・参加者への個別指導
- ・パートナー企業等の個別斡旋・紹介・マッチング
- ・参考となる地域や企業等を題材としたフィールドワーク
- ・いわゆる「ラボ」や「ハブ」などの場や拠点、窓口等の開設・運営など
- ・受託者の知見やリソース、チャンネルを活用した支援体制の構築

(2) 県内スタートアップ等へのフォローアップ

ワークショップ及びハンズオン支援を含めたビジネスプランのブラッシュアップを新規掘り起こし起業家に対して行うこと。

なお、実施に当たっては以下の点に留意すること。

- ・講師やメンタリング、モニタリング等の伴走支援者の選定に当たっては、地域人材の活用も検討すること。
- ・スタートアップとの協業に意欲的な県内企業等にも幅広く参加を促し、起業家と県内企業が協業相手を見つける場を設けるなど、起業家と県内企業との接点構築

や協業機会の創出に努めること。

- ・掘り起こし起業家や、過去の Startup Launch 事業化補助事業採択者を含む県・RYO-FU BASE のスタートアップ支援プログラムの採択者や支援者、関係者など（以下、「各種プログラム採択者等」という）を対象に、事業の壁打ち等を通じてビジネスプランのブラッシュアップを行うこと。掘り起こし起業家については、ビジネスコンテストで委託期間中に5名（社）以上の受賞を目指すこと。なお、伴走支援実績（メンタリング履歴や回数等）を管理し、適宜 RYO-FU BASE と共有すること。特に受賞者に対しては完了報告書の内容に盛り込むこと。

3 コミュニティ形成

起業家や起業志望者、地場企業等が、県内外の企業や起業家等と交流し、コミュニティ形成を進めることで、ビジネスモデルの深化や事業会社等との協業・連携を促進する。

なお、具体的な業務内容としては、以下のとおりとし、詳細は RYO-FU BASE と協議すること。

(1) 起業家同士の交流及びチーム形成支援

起業家のチーム形成を支援するため、オンライン・オフライン問わず起業家同士が気軽に交流できるコミュニティを創出し、コーディネーターとして起業家同士の繋ぎ合わせやチーム形成に必要な人材や機関等との引き合わせ、相談等に応じること。その際、RYO-FU BASE のスタートアップコンシェルジュと協力しつつ Zoom などのデジタルツールを積極的に活用し、起業家及び起業志望者や地場企業への壁打ちや、協業者の紹介等の伴走支援を提供すること。

(2) コミュニティの運営体制の構築

活発なコミュニティ運営のためにコミュニティマネージャーを1名以上置くこと。なお、コミュニティマネージャーの活動としては、起業家等からの相談対応、イベントの企画、事業の壁打ちなどの伴走支援、参加者同士が切磋琢磨できる環境づくりなどのコミュニティの活性化を創出するような仕組みを提案すること。

(3) 多様な参加者の受け入れ

コミュニティ参加者は当年度プログラム採択者だけではなく、各種プログラム採択者等が活用できるものとする。

(4) 日常的な交流及び学びの機会の創出

委託事業期間中に起業家のレベルアップ（創業時の知識や金融知識の習得など）、起業マインド形成、ピッチコンテスト等の情報発信、勉強会の開催など自発的な活動を促し、チーム形成のための交流の場を創出するような仕組みを提案すること。

(5) チーム形成イベントの実施

起業家等のチーム形成を支援するためのイベントを行うこと。

4 関係イベント等の情報集約及び可視化・共有

RYO-FU BASE が実施する他のスタートアップ支援事業の受託者の他、県内の商工団体や金融機関、県内市町村等が行う創業・スタートアップをテーマにしたセミナー、ワークショップ等の情報収集に努め、関係者間での共有や一元的な情報発信を行うとともに、シードの発掘に活用すること。なお、これらの実施に当たって効果的な発信方法やスケジ

ルールを提案し実施すること。また、ウェブページや SNS (Facebook、Instagram 等、また、RYO-FU BASE が支援している起業家や支援者等が参加する Slack のスレッド等) を積極的に活用すること。

5 ビジネスコンテストの企画運営・開催

ビジネスコンテストを通年で開催することにより、新たな起業家、起業志望者や新規事業創発を目指す地場企業の発掘に努め、新しいことに挑戦できる機運を高めることにより、起業・新規事業を始めやすい土壌を作るきっかけとする。

具体的な業務内容としては以下のとおりとし、詳細は RYO-FU BASE と協議すること。

(1) 賞金付きビジネスコンテストの開催

将来有望な起業家の事業プラン実現のための発表の機会として、受賞者に賞金を授与するビジネスコンテストを開催すること。審査にあたっては、ビジネスプランや賞金の使い道を考慮すること。

(2) 賞金額の情報発信

ビジネスコンテストで運用する賞金の残額を適宜ウェブサイト等で公開し、賞金総額が消化され次第終了とする形式をとる。

(3) 賞金の設定と審査基準

賞金額の設定や審査方法などについては受託事業者と RYO-FU BASE で協議して決めることとするとし、賞金の支払いは RYO-FU BASE が行う。

(4) 地場企業との連携促進

開催するビジネスコンテストについては、県内企業等との協業枠や県内企業等の名前を冠した賞を設けるなど、地場企業との連携を深め、県民に関心を持ってもらえるように工夫すること。例えば、一定のテーマ性を持たせた開催テーマを設定や地場企業を招待し札を挙げることで発表者とマッチングする機会を創出するなど。(テーマ例：第二創業、地場産業とコラボした新製品開発、環境に配慮したビジネスモデルなど)

(5) 受賞者のフォローアップ

賞金を獲得した起業家等には、その後の事業展開が把握できるように、用途や展望等をまとめた報告書を求めるなどの仕組みを提案すること。

6 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2026 Spring (仮称)」に向けたプログラム実施、イベント協力

別途、RYO-FU BASE では、支援起業家等の成果発信及びこれらと金融機関など資金供給側とのマッチングや、県内・外の中堅企業等とのオープンイノベーションの推進、産業 DX 推進施策の成果発表等を目的に、起業家等がショートプレゼン (ピッチ) を行い、資金提供や協業相手、実証事業の場などを募るピッチイベントを盛り込んだ「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2026 Spring (仮称)」の開催を令和 8 年 3 月に予定している。

当該イベントは、従来、スタートアップ関係個別指導プログラムを対象に毎年度末、開催してきた DEMODAY としても位置づけることを念頭においており、受託者は、1、2、3 で支援した起業家等から有望な起業家を 5 社程度選び当該イベントでの成果発表を行うこととする。当該イベントの開催に関しては、主催者と連絡調整の上、別途、RYO-FU BASE が

取り組むスタートアップ支援向けの個別指導プログラム（Startup Boost+、Startup Connect+、Startup Promote+、Startup Assign SAGA）の受託者と連携して開催に協力すること。

7 各種アワード等の受賞支援及び IPO や M&A も視野に入れた出口支援

2で育成した起業家等が、その対外プレゼンスの確立とそのことを通じた一層の事業拡大に資するため、九州規模・全国規模の各種アワード等へのエントリーを支援すること。対象とするアワードやコンテスト等は、その受賞が企業の販路拡大や資金調達、ビジネスパートナーの発掘等に十分に資すると期待されるものであること。

また、伴走支援した起業家等の成長ステージに応じて、IPO や M&A も視野に入れた支援を行うこと。

第3 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) イベント等の実施について

- ・ 参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナー・イベント等の運営に必要な業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ イベントに対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。
- ・ 起業家・起業志望者や支援者等の幅広い参加を募るため、当事業の一環として開催するイベント等には原則として無料で参加できるものとする。なお、当該イベント等に付随して、別に時間を設けて行われる任意参加の懇親会等についてはこの限りではない。

(2) 広報について

- ・ セミナーやイベント等の開催に当たっては、より多くの参加者を募るため、事前に一定以上の周知期間を確保するとともに、ポスターやチラシ等の制作や各種広報媒体の積極的活用、県内事業所等への個別訪問なども行うこと。なお、チラシについては RYO-FU BASE が別途作成する送付リストなどを参考に、広報効果の高いと思われる機関に対し受託者が印刷から発送までを責任を持って行うこと。
- ・ インターネット上に、当事業専用のランディングページを設けるとともに、SNS（Facebook、Instagram 等や RYO-FU BASE が支援している起業家や支援者等が参加する Slack のスレッド等）を活用し、事業の実施状況のきめ細かな周知・広報に努めること。

(3) 外部の機関との連携及び外部人材の活用

- ・ 当事業は県内における創業・スタートアップのいわば「土壌」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。
- ・ 上記の趣旨から、セミナー等での講義・講演の他、個々の起業家等への相談・助言やモニタリング等に当たっては、地域人材を中心とし、外部人材を活用することも妨げないが、これらに対する謝金等の額は、受託者側の内部規定など一定の根拠に基づいて節度ある範囲で定めること。

(4) 感染症防止への対応について

- ・ 事業の実施にあたっては、感染防止対策を講じること。

第4 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第6 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告する。
- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、RYO-FU BASE に帰属するものとする。
- (7) 本業務の委託料には、プログラム実施等に要する会場使用料及び連携する他の事業（SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2026 Spring（仮称）内で行う「Startup Ecosystem SAGA」のデモデイ等）への出席等に要する費用を含むものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

- (12) 他企業からの協賛を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報を提供しないこと。
- (13) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を受けながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。